

産業保健看護専門家（保健師）・産業保健看護専門家（看護師）制度 更新要件 2015年1月理事会承認

更新要件（5年ごと）	更新資格				
	実践(産業保健) 活動 *	● 継続教育 教育活動 *	研究（論文および学会発表） ▲	学会活動 *	社会貢献 ▲
<p>上級専門家： 提出書類：過去5年間に於ける右記の各活動に関する記録 *については、必須項目 ▲については、研究もしくは社会貢献のどちらかから、選択することができる</p>	<p>実践活動報告（内容は委員会で検討）</p> <p style="text-align: center;">*Good Practice Samples</p>	<p>● 継続研修20単位履修（内容は委員会で検討）</p>	<p>学会発表 /GPS*/協議会/地方会での発表を含む論文等1本以上(筆頭著者)</p>	<p>学会出席8ポイント以上（確認方法は委員会で検討）</p>	<p>活動報告（内容は委員会で検討） 教育活動報告（内容は委員会で検討）</p>
<p>専門家 全ての項目が必須</p>	<p>実践活動報告（内容は委員会で検討）</p>	<p>● 継続研修20単位履修（内容は委員会で検討）</p>	<p>学会発表 /GPS*/協議会/地方会での発表を含む論文等1本以上(筆頭著者)</p>	<p>学会出席5ポイント以上</p> <p style="text-align: center;">学会出席：総会・協議会（2ポイント）・地方会（1ポイント）</p>	<p>活動報告（内容は委員会で検討）</p>
<p>専門家制度登録者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 筆記試験合格後1年以内に登録 ● 登録後5年以内に、「専門家」試験を受けない、試験に不合格だった場合は、登録者名簿から削除。ただし、1回に限り更新が可能であり、更新した場合、それまでに取得した研修単位等は、更新後も引き継ぐことができる。 				